

設甲の1

設 計 書 用 紙

第 号

令和6年度

事 業 名

施設案内標識修繕工事 請負 設計書

課 長

係 長

設 計

精 算 (副主務)

設 甲 の 2

設 計 書 用 紙

工 事 名	施 設 案 内 標 識 修 繕 工 事	施 工 箇 所	入 善 町 入 膳 外 地 内
路 線 名 等	国 道 8 号、(主)入 善 宇 奈 月 線、 (一)新 屋 上 野 線、上 町 君 島 線、 運 動 公 園 上 田 線、高 登 線、	種 別	補 助 (国 ・ 県) ・ 町 単
工 事 概 要	◎ 施 工 箇 所 N=11.0 箇 所 ・ 施 設 案 内 標 識 修 正 N=11.0 箇 所		
予 定 工 期			
予 算 科 目			
設 計 金 額 〃 円 (請 負 工 事) 消 費 税 相 当 額 含 む			
内 訳		補 助 事 業 分	円
		単 独 事 業 分	円

施設案内標識修繕工事 特記仕様書

第1条 (一般)

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)令和5年10月」第1編共通編1-1-1-2第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

第2条 (現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間)

- 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
 - 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
 - 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間
- 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によるものとする。

第3条 (アスファルト混合物)

- 受注者は、本工事のアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。
- 受注者は、上記により難いときは監督員と協議して再生材の混入しないアスファルト混合物(バージン材)を使用してもよい。

第4条 (鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS 製品以外のもを使用する場合、ミルシートによる監督員の事前審査が必要のほか「JIS 製品と同等以上の品質を有するもの」の保証として、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により確認しなければならない。なお、この試験成績書が添付されていない製品を使用する場合は、信頼できる試験機関に引張試験及び曲げ試験を依頼し、JIS 製品と同等以上の品質を有することを確認のうえ使用しなければならない。

第5条 (コンクリート配合)

使用目的別の配合諸元は次表のとおりとする

番号	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	C (kg/m ³)	セメントの 種類	使用目的

第6条 (生コンクリートの水セメント比)

コンクリートの水セメント比は、第5条 コンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

第7条 (安全管理)

工事期間中は安全管理要員等を配置し、工事区域内全般の巡視・点検・連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

第8条 (安全教育・訓練の実施)

- 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、「安全教育・訓練等の実施要領」により月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。
- 実施項目について、共通仕様書 1-1-5 施工計画書の記載事項として「(4)安全管理」に含め、

「安全教育・訓練等の実施要領」の様式-1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

- (3) 安全・訓練等の実施については、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式-2により安全教育・訓練等の実施毎に記録写真等を撮影し、監督員及び検査員の請求が合った場合は直ちに提示しなければならない。

第9条 (産業廃棄物の適正処分)

本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

第10条 (施工機械)

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械使用要領に基づき国土交通省(旧建設省)で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等にみなすものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">● バックホウ● トラクタショベル(車輪式)● ブルドーザー● 発動発電機(可搬式)● 空気圧縮機(可搬式)● 油圧ユニット類 <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの。 : 油圧ハンマ・パイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none">● ローラ類 [ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ]● ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械を対象とする。

2. 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書(共通仕様書 1-1-5 施工計画書(5)指定機械)の中で、①機種、②メーカー名、③型式、④台数等を記載するものとする。

また、「指定ラベル」が確認出来る工事写真を提出するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

第11条 (建設発生土)

本工事から発生する残土については、指定処分とする。

第12条 (建設リサイクル法の対象建設工事)

- 1) 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法という)の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。

- 2) 請負者は、建設リサイクル法第12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。

- ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
- ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
- ・工事着手の時期及び工程の概要
- ・分別解体等の計画

・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

- 3) 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	(1)仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(2)土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(3)基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4)本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5)本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(6)その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(2)再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び処理量

特定建設資材廃棄物の種類	処理量
コンクリート塊(有筋)	m3
コンクリート塊(無筋)	m3
アスファルト殻(掘削)	m3

コンクリート塊は、径 30cm 程度に破砕するものとする。

- 4) 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（富山県土木部）（平成 14 年 6 月）に定めた様式 1 [再生資源利用計画書（実施書）]及び様式 2 [再生資源利用促進計画書（実施書）]を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

- 5) 請負者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類（マニフェスト等）を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

第 13 条 （再生材の利用（基礎砕石及び裏込材等））

次表の基礎砕石及び裏込材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づくものとする。

なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ砕石（新材）に変更できるものとする。

工種	品質	使用箇所

第14条 (再生材の利用 (下層路盤材))

下層路盤材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準 (案)」に基づくものとする。ただし、修正CBRは30%以上とする。

なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ、新材に変更できるものとする。

第15条 舗装切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適正に処理すること。当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめの上、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

第16条 工事書類の簡素化の試行について

- (1) 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- (2) 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案) (平成30年4月富山県土木部) に基づき実施するものとする。
- (3) これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第17条 週休2日工事 (試行対象外)

- (1) 本工事は、現場施工期間が休工日を含めて7日未満の想定であることから、週休2日工事の試行対象外としているが、契約後に受注者から工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、月単位の週休2日に取り組むことを希望する旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで試行対象 (現場閉所) とすることができる。
- (2) 工事の実施にあたっては、富山県『「週休2日工事」試行要領 (令和6年4月 富山県土木部) 』中「4.2 受注者希望型 (現場閉所) の場合」に準拠するものとする。ただし、「【4.2.2 工事完成後】」は適用しない。

第18条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 適用単価 適用単価地区 単価適用年月日 諸経費体系	0001 入善町役場 実施設計書 当初 0 1 実施単価 11 入善地区 0-06.04.01(0) 1 公共	
	当 世 代	前 世 代
前払率 諸経費工種 労務費補正 電力区分 施工地域区分 寒冷地区分 緊急工事区分 契約保証区分 現場環境改善費 週休2日工事補正 消費税率 (%)	40 12 道路維持 01 割増なし 02 臨時低圧電力 11 一般交通影響有り(2) 01 補正なし 00 通常 03 補正なし 00 計上しない 00 計上しない 10	

本工事費内訳表

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						X1000
道路維持		1	式			Y1801 工種 第0001号表
直接工事費						
共通仮設費 (率分)			式			
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費			式			
現場管理費計						
工事原価						

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般管理費等			式			
工事価格						
消費税等相当額			式			
請負対象工事費						
工事価格計						
消費税等相当額計			式			
請負対象工事費計						

工種明細表

工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
中央公園									Y280116	
	1			式					工種 第0002号表	
入善町役場/サンウエル									Y280116	
	1			式					工種 第0003号表	
仮設工									Y280111	
	1			式					工種 第0004号表	
単位当り	1			式						

工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
施設案内標識工					Y38011602
標識板					Y4801160204
		式			
修正シート① 400×1100 カブセルリズム					W0001
見積り	1	枚			
修正シート② 400×1200 カブセルリズム					W0001
見積り	1	枚			
修正シート③ 400×2500 カブセルリズム					W0001
見積り	1	枚			
修正シート貼付 1.0㎡未満 ①、②					W0001
見積り	2	枚			
修正シート貼付 1.0㎡以上2.0㎡未満 ③					W0001
見積り	1	枚			
単位当り					
	1	式			

工種明細表

工種・施工名称など	数	量	単位	単価	金額	備考
施設案内標識工						Y38011602
標識板						Y4801160204
			式			
修正シート④ 400×1700 カブセルフリズム						W0001
見積り	3		枚			
修正シート⑤ 400×3000 カブセルフリズム						W0001
見積り	2		枚			
修正シート⑥ 400×1900 カブセルフリズム						W0001
見積り	1		枚			
修正シート⑦ 400×2600 カブセルフリズム						W0001
見積り	1		枚			
修正シート⑧ 400×1400 カブセルフリズム						W0001
見積り	1		枚			
修正シート貼付 1.0㎡未満 ④、⑥、⑧						W0001
見積り	5		枚			
修正シート貼付 1.0㎡以上2.0㎡未満 ⑤、⑦						W0001
見積り	3		枚			

工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通管理工					Y38011125
交通誘導警備員					Y4801112501
交通誘導警備員	1	式			S7192 0 A=0, B=1, C=3 施工 第0-0001号表
単位当り	1	式			

機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	R2053	37			交通誘導警備員B	その他労務
2	WXXXX	966				